

## 第5回特別支援教育論

講義資料と合わせて、教科書「はじめて学ぶ特別支援教育論」杉野学著 大学図書出版の第7章「視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱のある子どもの学習・生活指導」を読んで、学びを深めて欲しい。

本章では、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱のある児童生徒等の障害特性及び学習指導や生活指導の概要をについて理解を深めることをねらいとする。

各障害の特性と支援について、文部科学省教育支援資料(平成25年)から紹介する。

### 1 視覚障害

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいう。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等がある。生活では、移動の困難、相手の表情等が分からないことからのコミュニケーションの困難等がある。

#### (1) 視覚障害のある子どもにみられる行動等の特徴

視覚を通しての情報が十分に得られないために、日常生活や学習において様々な支障や困難を伴うことが多い。また、支障や困難の程度は、生活環境、これまでに受けた教育、さらに、本人の能力や性格等で個人ごとに大きく異なる。例えば、同じような視力値であるのに、日常生活動作にいろいろな問題を示す者もいれば、低い視力や視覚以外の感覚を十分に活用して、支障なく対応している者も少なくない。

##### 1) 視力障害

文字や形態等を視覚で認知することが難しい場合、聴覚や触覚などの視覚以外の感覚を活用して行動することになる。食事や排せつなどの身辺処理や一人で歩くことは、その方法が身に付けば介助なしでできるようになる。しかし、初めて経験する事柄や未知の場面においては、慣れるまで支援が必要な場合が多い。日常生活における環境の判断は、外界の物音、靴音の反射音、外気の流れやおいなどが手掛かりになる。一方、視力が低くない場合は、視覚を活用して活動することができる。しかし、十分に見えていなかったり、見落としていたりすることがある。見ようとするあまり、見たいものに目を著しく近づけるといった傾向もある。両眼で見るのが少なく、良い方の眼だけを使うことになりがちなので、遠近感覚が不十分になる場合が多い。

##### 2) 視野障害

周囲の状況がわかりにくくなる、横から近づいてくるものに気づかない、歩いていて段差に気づかないことがある。そのため、屋外を一人で歩くことができない場合もある。一方で、視野の中心視力が残っている場合は、小さな文字が読めることもある。中心暗点がある場合は、周囲の状況が比較的わかりやすいため、移動等に支障がない場合もある。しかし、中心部の視力が低いために文字を読むことやものを詳しく見ることには支障をきたしがちである。

##### 3) 光覚障害

夜盲があると、少しでも暗くなったり、暗いところに入ったりした場合に行動が制限される。例えば、夕方になると戸外で遊ぶことができないし、雨降りの日などは行動が慎重になる。視野狭窄が強い場合も、夜盲と同じような行動がみられることが多い。また、羞明があると、まぶしくて見えにくいだけでなく、痛みを感じたり目が開けられなくなったりする。

##### 4) 弱視

弱視といっても、視野狭窄や白濁等の状態によってそれぞれに見え方や配慮内容は違う。

## 例1

視野狭窄で視力の一番よい部分が欠けている中心暗転がある場合は、文字を拡大する。しかし、周辺視野が欠けている場合は、文字を大きくし過ぎると全体像が把握しづらいことがある。視野が狭いと歩行速度に影響するし、視野が欠けている側の壁や物にぶつかったりすることがある。このような時には、白杖歩行や屋内歩行の技術を身につけておく。

## 例2

白濁で羞明（まぶしさ）を感じるため、白黒反転の教材を使うとまぶしさが軽減される。また、全体像はぼんやりと把握できるが、細かいところが見えにくいいためルーペ、単眼鏡、拡大読書器などの補助具を使用して見えにくさを補う。



## 5) 補助具

### ① 拡大読書器

教科書や新聞記事の文字をテレビ画面に大きく映し出す。最近は携帯用の小型（化粧ポーチ程度の大きさ）拡大読書器も開発された。

### ② ルーペ

虫眼鏡と同様の機能を持つ。拡大率は大きくその種類も多様であり、白濁や高度近視の方には有効である。

### ③ 単眼鏡

双眼鏡と同じ機能を持ち、のぞくレンズが単一である。大きさは10cm以下の小さいものもあり携帯して持ち歩くのには便利。授業で黒板の文字を読んだり、バスの行き先や信号の色を見たりするときに使用する。

### ④ 音声パソコン

パソコンで書いた文字やメールできた文章を、パソコンの音声を読み上げる。音声の大きさや種類、読むスピードは選べる。特に、全盲の方は、新聞記事を読んだりメールやインターネットで情報収集ができ世界が広がる。

### ⑤ 音声時計

音声で時間を知らせる。これと同じように音声の電卓や湿度計、温度計、体重計等もある。

### ⑥ 音声電磁調理器

スイッチを押すと「電源が入りました」「温度は180度です」と音声で知らせてくれる。火を使わないで調理をすることができるが、安全に調理をするには練習が必要である。

### ⑦ 視覚障害者用まな板や軽量器

表と裏が白と黒に分かれている。大根やかぶ等の白い食材を切るときには黒い面を使うとコントラストがついて見えやすくなる。また、同じ理屈で黒いしゃもじもある。軽量器は容器のへこみを押すと10cc、15ccと計りたい量がでる。

### ⑧ 点字タイプライター

点字を書く機械で、パーキンスやテラタイプ等色々な種類がある。点字は6点で構成されていて、6点の組み合わせで、カナ文字や数字、英語などを表す。

#### ⑨ 遮光眼鏡

羞明（まぶしさ）を防ぐ眼鏡で、太陽の光の中でも一番まぶしさを感じる青色の光を防ぐ。白濁がある場合や角膜に異常がある場合は、遮光眼鏡をかけることで眼を保護しまぶしさを抑えることができる。

#### ⑩ 書見台

眼圧がかかるとよくない緑内障の人や眼を近づけて見る人が使う。これを使うことで眼圧がかかりにくくなり、姿勢もよくなる。

※4)、5)は、高知県立盲学校 HP より

## (2) 学校教育の場

### 1) 特別支援学校（視覚障害）

教育課程は、小・中学校、高等学校に準じて編成されている。また、自立活動の指導内容は、障害の程度に応じて触覚や聴覚などを効果的に活用できるようにする指導、白杖による一人歩きなどの指導、視覚や視覚補助具を最大限に活用する指導、日常生活に必要な行動様式を身に付けるための指導、情報機器の活用技能を高める指導などを行う。

#### ア.点字を使用して学ぶ子どもの場合

点字の教科書を使用し、主として触覚や聴覚を活用した学習を行う。各教科を通じて点字の読み書き技能に習熟させるとともに、実物や模型などを数多く活用して正しい知識や概念の形成を図る。また、理科の実験では、光の変化を音の変化として捉える「感光器」を用いて化学変化を調べる。体育の実技では、「グランドソフトボール」や「サウンドテーブルテニス」等を取り入れる。

#### イ.拡大した文字を含む普通の文字を使って学ぶ子どもの場合

通常の文字の検定教科書若しくは文字等を拡大した拡大教科書（教科用特定図書）を使用し学習を行う。拡大教科書を用いるとともに、文字などを拡大した教材を用意したり、弱視レンズや拡大読書器を使用したりして、見やすい文字の大きさを配慮する。

また、遠方の事物なども、弱視用に工夫された各種のレンズ類を用いて見るように指導する。教室は 300～700 ルクスの照度を保つとともに、電気スタンド等の個人用の照明器具を活用して、個人差に対応した照度を保つように配慮する。まぶしさや明るすぎることに對しては、直射日光を避けて教室の照度を調節するためのカーテン等を設置する。

#### 都立八王子盲学校小学部の授業 ※八王子盲学校 HP より



点字の初期学習



ゴールボールのガードの姿勢の練習

教科の学習は、一斉指導または個々の状況に合わせて個別指導や小グループで行っています。理科や社会では視覚に代わる感覚(聴覚、触覚)も使いながら、学習に取り組んでいます。体育は2年生から6年生までの全員で行っています。

リトミックはリズムに合わせて様々な動きの学習をしています。自立活動は、主に点字(点字盤)や白杖歩行、視覚補助具の使い方を学習します。

## 2) 特別支援学級（視覚障害）

弱視児の見やすい学習環境を整えるとともに、保有する視力を最大限に活用できるようにするための特別の指導や配慮をしながら各教科等の指導を行う。教室の全体照明や机上照明を整えて照度を調整する、直射日光を避けたり教室の照度を調節したりするためのカーテン等を設置する、楽な姿勢で読書や作業を行うことのできる机や書見台を整備する、反射光によるまぶしさをおさえることができる黒板を設置する等がある。拡大教科書や拡大教材を有効に活用するとともに、拡大読書器や各種弱視レンズ類等の視覚補助具を整備し、効果的に活用できるように指導する。

## 3) 通級による指導（弱視）

通級による指導を受ける場合、特別の教育課程の具体的な内容としては、視覚認知、目と手の協応動作、視覚補助具の活用等の自立活動に関する指導が中心となる。また、国語における新出漢字や文章の読み書きの指導、算数・数学の図形に関する指導や社会科の地図の指導など、視覚的な情報収集が十分にできないため、理科や家庭科の実験・観察や実習など個別に配慮が必要な内容についての補充指導も行う。

## 4) 通常の学級における指導

例えば、複雑な字形の漢字の読み書きや理科の観察等視覚認知が必要な学習が十分にできなかったり、運動の模倣やボール運動などが上手にできなかったりする。したがって、拡大教科書等の拡大した教材を活用すること、実験や観察の際に危険のない範囲で近づいてみるようにすること、照明や外からの光の入り方に配慮すること等で見えにくさに配慮することなどが必要である。その上で、自分の見え方を知り、見えやすいように環境を調整できるよう助言することも必要である。また、視覚障害のある子どもが、見えにくいということに引け目を感じ、学習や生活に積極的に取り組めないこともあるため、安心して能動的に学習できる環境を作ることが重要である。

## 2 聴覚障害

聴覚障害とは、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態をいう。早期発見と早期からの教育的対応では、音声言語をはじめとする多様なコミュニケーション手段を活用し可能性を最大限に伸ばす必要がある。

乳児期からの診断が可能のため、早期からの教育的対応が成果を上げている。しかし、聴覚障害の有無そのものが分かりにくく、気になりながらも対応が遅れて「言葉の遅れ」が目立つ段階になって専門機関に相談するというような例も見受けられる。

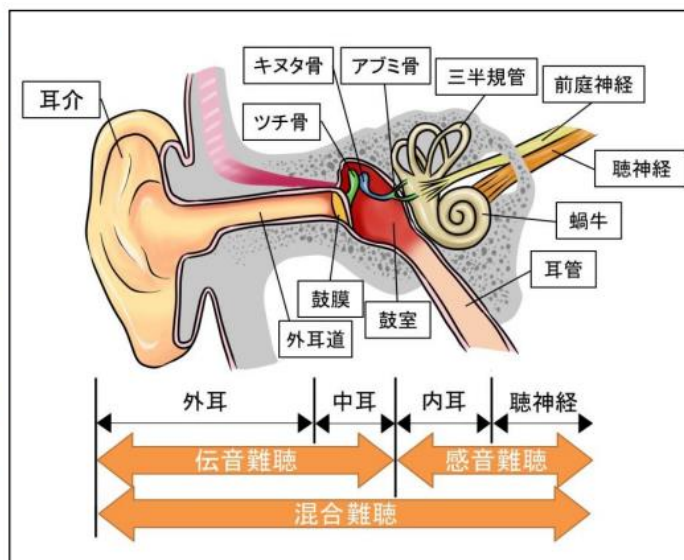
耳の構造は、大きく3つの部分（外耳、中耳、内耳）に分けられます。

外耳は、音波を拾い、それを中耳に伝えます。

中耳は、音波を機械的な圧力波（振動）に変換し、内耳に伝えます。

内耳は、圧力波を脳で音として認識できるように電気信号に変換します。

音を聞くためには、これらの各部分がきちんと働くことが必要です。



## (1) 障害の状態の把握

生後すぐに新生児聴覚スクリーニング検査が行われるようになり、教育相談が低年齢化している。保護者は、障害の理解やどのように教育を受けるかなどを悩むことが多い。特に、重複障害のある子どもの診断に当たっては、医学、教育、心理学等の専門家が一体となり、実態把握や指導の方向を定める必要がある。こうしたとき、聴覚だけでなく他の発達の障害にかかわる知識や技能も身に付けておくことが求められる。

## (2) 聴覚障害の程度による特徴

### 1) 平均聴力レベル 25～40dB の聴覚障害

話声語を4～5m、ささやき語を50cm以内で聞き取ることができ、一対一の会話場面での支障は少ないが、日常生活面では聞き返しが多くなる。学校などの集団の中では周囲の騒音に妨害されて聞き取れないことがあり、小学校などで座席が後ろの方であったりすると、教室の騒音等により教師の話が正確に聞き取れないことがある。その結果、言語力が伸びにくかったり、学習面での問題が生じたり、周囲とのコミュニケーションでトラブルが生じることもあるため、補聴の必要性も含めて慎重に対処が行われるべきである。さらに、平均聴力がこのレベルにとどまるとしても、高音急墜型難聴では子音の聞き取りが困難になり、構音に問題を生じることもあり得る。

### 2) 平均聴力レベル 40～60dB の聴覚障害

通常の話し声を1.5～4.5mで聞き取れるので、言語習得前に障害が生じた場合でも、家庭内での生活上の支障は見逃されやすい。言語発達の障害は、学習面での困難を生じ得るため、適切な補聴の上で教育的配慮が必要である。難聴特別支援学級等の対象となる子どもは、この程度の難聴である。特別な教育課程を要する子どもであれば難聴特別支援学級での指導、通常の学習が可能で子どもで一部特別な指導を要するなら通級による指導を考えることになる。

### 3) 平均聴力レベル 60～90dB の聴覚障害

通常の話し声を0.2～1.5mで聞き取れるので、補聴器の補聴が適正であれば、音声だけでの会話聴取が可能である場合が多い。言語習得前に障害が生じた場合、注意しなければわずかな生活

言語を獲得するにとどまる場合もあるので、適切な補聴器の装用と教育的な対応が不可欠である。

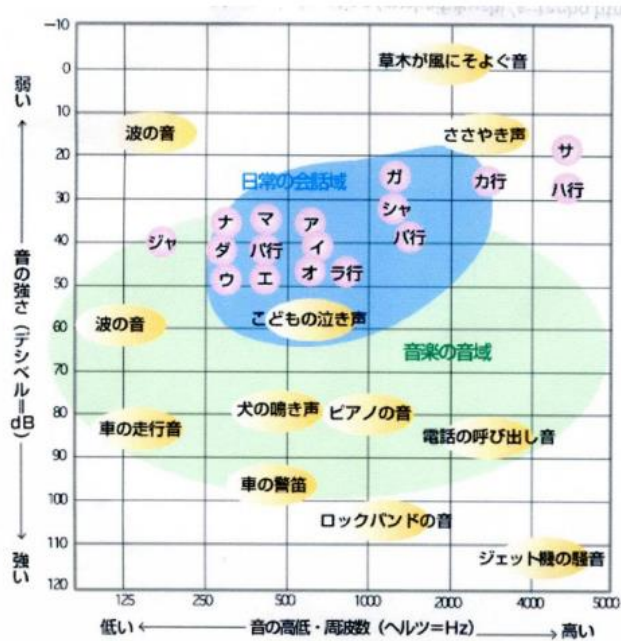
#### 4) 平均聴力レベル 90dB 以上の聴覚障害

言語習得期前に障害が生じた場合には、早期からの適切な教育的対応は必須である。また、人工内耳の装用も考えられる。聴覚障害の程度については個々の聴力型、補聴器や人工内耳の装用状況、教育的対応の開始年齢等の状態を把握することが重要であるためには関連諸施設等の意見を参考にすることが必要である。

【聴力レベル】	
• 軽度難聴	: 25~40dBHL
• 中等度難聴	: 40~70 dBHL
• 高度難聴	: 70~90 dBHL
• 重度難聴	: 90 dBHL 以上

中等度難聴の子どもは、普通の会話がやっと聞き取れる程度ということになります。

高度難聴の子どもは、大声での会話がやっと聞き取れる程度ということになります。



### (3) 聴覚障害のある子どもに必要な指導内容

小学校の段階では、保有する聴覚を活用すること、音声言語（話し言葉）の受容（聞き取り及び読話）と表出（話すこと）及び多様なコミュニケーション手段に関すること、学習場面では、子どもの具体的な経験等に照らし合わせて、言語（語句、文、文章）の意味理解を促進し、思考へと発展させること、読書の拡充などの言語概念の形成に関すること、人間関係の拡充、常識の補充に関することなどが必要である。また、中学校の段階では、障害の自覚や心理的な諸問題に関することや進路に関することなどのような指導内容が必要である。

一般的には、聴覚障害の程度が重いほど、話し言葉によるコミュニケーションの困難が大きくなる。しかし、聴覚障害の程度と会話の能力とは、補聴器等による聴覚活用及び読話（口の形、表情などから話を読み取る）の能力も含めると、必ずしも比例しない。早期の教育的対応を行うことによって、言語の意味理解を始めとする知的能力や社会性の発達については、成果を上げている。

聴力、話し言葉によるコミュニケーションの能力、言語の意味理解を始めとする全体的な発達の状態等に基づいては、児童生徒等の指導内容・方法を検討する必要がある。例えば、話し言葉によるコミュニケーションに不自由がある場合、学習内容への理解力はあっても、学習についていけなくなる恐れがある。そのため、授業では、聞き取りの不足を補うための指導法の工夫が必要である。また、言語（語句、文、文章）の意味理解が不足している場合や、学習内容の理解に遅れがある場合には、必要な経験の補充や進度の調整及び個に応じた指導が必要である。

#### (4) 学校教育の場

##### 1) 特別支援学校（聴覚障害）

聴覚障害が比較的重い者の教育のために整備された学校である。一般的に幼稚部、小学部、中学部及び高等部が置かれて準ずる教育を行っている。

都立立川ろう学校小学部の授業 ※都立立川ろう学校 HP より



授業では、文字や映像など視覚情報を積極的に活用し、理解しやすいように配慮しています。

教室内は、児童が学習内容をいつでも振り返ることができるように、掲示物を工夫しています。

先生と児童、児童相互の対話を重視し、児童が積極的に発言する機会を大切にしています。

##### 2) 難聴特別支援学級

聴覚障害が比較的軽い者のための特別支援学級である。主として音声言語（話し言葉）の受容・表出（聞くこと・話すこと）についての特別な指導をすれば、通常の教育課程や指導方法によって学習が進められるような子どもを主な対象としている。

##### 3) 通級による指導（難聴）

聴覚障害の程度が比較的軽度の者に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導を実施する。

##### 4) 通常の学級における指導

聴覚障害が軽い場合には、通常の学級で留意して指導することが適切な場合もある。その際、主に指導方法を留意する。例えば、教室の座席配置や教師の話し方などの工夫によって、話し言葉によるコミュニケーションの円滑化を図る、教室内の音環境を考慮しFM補聴器等を使用して、教師の声が安定して聴覚障害の子どもに届くような配慮や補助教材等の工夫、人間関係の調整や危険防止面の配慮を要することもある。

##### 5) 聴覚障害のある子どもへの支援 ※埼玉県教育委員会 聴覚障害資料より

聴覚障害のある子どもは、身の回りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする。聴覚障害は、目に見えにくく分かりにくいことも多く、子どもによっては遠慮したり、気を遣ったりして自分から困っていることを言い出せないでいる場合もある。

###### ① どのようなことで困っているのかを知ろう

- ・クラスの中でたくさんの方が話していると先生や友達の声が聞こえないことがあります。
- ・机や椅子の移動の音が大きくて、先生や友達の声が聞こえないことがあります。
- ・後ろから声をかけられても分からないことがあります。（※よくあるトラブルは、友達から声をかけられてもわからず、「無視した」と捉えられることです。）
- ・声を大きくすると聞き分けできることもあります、声が大きいためクリアーでよく聞こえるとは限りません。
- ・同じような音の言葉を聞き間違えることがあります。
- ・先生が黒板の方を向いて板書しながら説明すると、分からないことがあります。など

###### ② どのような支援があるのか知ろう

- ・補聴器や人工内耳で、聞こえにくさは完全に補えるわけではありません。聴覚障害のある子どもが明瞭な発音をしていても、聞こえにくい状態で予測・判断し、活動しているということを忘れないでください。

- ・「それなりに聞こえている」と捉えるのではなく、絵・板書・メモ書き、空書などを併用するなど、できるだけ視覚に働きかける支援を心がけましょう。
- ・顔を見て、口をはっきり開けて、少しだけゆっくりと自然な声で話しましょう。
- ・口の形が話している内容のヒントになります。また必要以上に大きな声やゆっくりした話し方は逆に聞きにくくなります。
- ・話をするときは、身振りや指さしなども活用しましょう。
- ・はじめに呼びかけるとき、何かを一斉に始める時などは、合図をしましょう。
- ・聞き取りにくいときや分かりにくいときは、分かったふりをせずきちんと聞き返し、確実に分かりあえるようにしましょう。
- ・お互いに聞き返しあえる関係づくりをめざしましょう。

この他にも障害の状況によって、様々な場面で困っていることがあります。日頃から周囲の先生が子どもの様子をよく見ておくことが大切です。

### 3 知的障害

一般に、同年齢の子どもと比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」が著しく劣り、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であるので、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があるといわれている。

知的機能に遅れがある場合には、乳幼児期に、同年齢の子どもと比較して言語発達が遅れたり、着替えや排せつなどの基本的な生活習慣に関する遅れが顕著であったりするほか、始歩の遅れなど運動発達の遅れも見られることがある。保護者の心情を理解しながら成長発達の状態を的確に把握し生活に必要な望ましい習慣等を身に付けることができるよう、早期から発達段階に応じた教育的対応を行うことが大切である。

#### (1) 学校教育の場

##### 1) 特別支援学校（知的障害）における指導

幼稚部、小学部、中学部、高等部等が設けられている。高等部には、普通科のほかに「家政」・「農業」・「工業」・「流通・サービス」・「福祉」の職業教育を主とする学科が設けられていることもある。知的障害教育の教育目標は、一人一人の全人的発達を図り、その可能性を最大限に伸ばすという点では、小・中学校及び高等学校と同様である。しかし、個々の障害の特性を考慮すると、日常生活や社会生活の技能や習慣を身に付けるなど、望ましい社会参加のための知識、技能及び態度を養うことに重点を置くことになる。

##### ① 特別支援学校（知的障害）の教育課程・指導計画の特色

発達段階や経験などを踏まえ、実生活に結び付いた内容を中心に構成していることが大きな特色である。各学部における各教科の目標と内容は、個々の障害の状態などを考慮して、小学部の生活科をはじめ、小学校等とは別な各教科等の内容を設定している。また、教育課程は、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間（総合的な学習の時間については小学部を除く。）で編成している。しかし、実際の指導を計画し展開する段階では、学校教育法施行規則第130条に基づき、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部について、合わせて授業を行うことも取り入れられている。



- ② 教科別の指導では、各教科の時間を設定して教科ごとに指導する。指導を行う教科やその授業時数の定め方は、対象となる児童生徒等の実態によっても異なる。また、各教科の名称は小学校等とほぼ同じではあるが、その目標や内容は、小学校等とは異なり、障害の特性に応じて、実際の生活に生かすことができる事柄を指導するようになっている(写真 1)。



【写真 1 国語の指導】

- ③ 各教科等を合わせて指導する場合

ア.日常生活の指導

子どもの日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。日常生活の指導では、生活科の内容だけでなく、広範囲に各教科等の内容が扱われる。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排せつ、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、挨拶、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、決まりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容を取り上げるものである。

イ.遊びの指導

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものである。遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、子どもが比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定される。

ウ.生活単元学習

子どもが生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するものである。

エ.作業学習

作業活動を学習活動の中心にしながら、子どもの働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様である。

2) 知的障害特別支援学級における指導

知的障害特別支援学級においては、特別の教育課程を編成した上で、小集団により学習環境を整備し、通常の学級に在籍する子どもとの交流及び共同学習を適切に進めたり、個別対応による指導を徹底したりしている。これらにより、子どもの教育上必要な指導内容を提供し、学校生活が充実するようにしている。知的障害特別支援学級の教育課程は、原則として小学校及び中学校の学習指導要領に基づく諸規定が適用されるが、子どもの障害の状態等から、特別支援学校(知的障害)の学習指導要領を参考として、その内容を取り入れるなど、特別の教育課程を編成することが認められている。したがって、教育課程編成



【写真 2 算数の指導】 や指導法は、特別支援学校の場合と共通することも多い(写真 2)。

3) 通常の学級における指導

個別に特別な指導内容等を設定することは難しいため、学級における単元指導計画に基づき指導内容を焦点化や重点化する。例えば、算数の授業で、「立方体・立体」を取り扱う際に、立方体や三角柱、円柱などの実物を用意し、実際に触れたりしながら立体の違いに気付くことに指導目

標を絞って、その内容を重点的に指導する。但し、書くことや読むことなどに時間を要したり、指示や説明を聞くことが断片的な理解になったりしがちなため、実際の・具体的な内容で指導内容・方法を設ける必要がある。

#### 4 肢体不自由

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。運動機能障害に加えて、知的発達の遅れ、視覚や聴覚などにも障害を併せ有することがある。化学療法等による関節結核や脊椎結核（脊椎カリエス）の減少、ポリオワクチンによる脊髄性小児まひの発生防止、予防的対応と早期発見による先天性股関節脱臼の減少等により、これらの疾患は近年では減少している。特別支援学校（肢体不自由）では、脳原性疾患の子どもが大半を占めるようにおり、障害の重度・重複化が進んでいる。

##### (1) 肢体不自由児に必要な指導内容

・間接的な経験が多く、直接的な体験や社会経験が不足しがちになるため、不足を補うような指導内容・方法を取り上げ、生活経験の拡大を図る。

- ・表出・表現する力を育成するため、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）やAT（Assistive Technology：支援技術）など入力装置の開発や工夫を行い、スイッチやシンボルを押すことで自分の伝えたいことを音声で読み上げるVOCA（Voice Output Communication Aids：携帯型会話補助装置）などの様々な教育支援機器を活用するなどして、主体的な学習活動を促す(写真3)。また、言語障害を伴う場合は、言語の表出や表現の代替手段等の選択・活用により、状況に応じたコミュニケーション能力を育む。障害の重い子どもの場合には、表情や身体の動き等の中に表出の手掛かりを見いだし、定着を図る。



【写真3 VOCA】

・脳性まひ等の場合は、発達過程上、緊張や反射によって身体からの諸情報のフィードバックが困難になりやすいため、誤学習や未学習が生じ、様々な認知の基礎となるボディーイメージの形成などにつまずきが見られる。学習の前提となる知識や技能（学習レディネス）、概念形成の面にも影響を及ぼすため、適切な内容を選択し指導する。

・感覚・知覚の発達に向けて、主に視覚障害や聴覚障害への対応が必要であり、注視、追視、弁別、記憶、協応動作等に学習上の困難に留意して指導内容を選択する。また、見えにくさに対しては、教材・教具を工夫し不要な刺激を減らして見せ方を配慮する。

・学習に対する興味・関心や意欲を高め、集中力や活動力をより引き出すために、姿勢づくりに取り組む。自立活動の担当教員等と協力し、個に応じた指導を展開する。

・医療的なニーズへの対応として、保護者や主治医、看護師等と密接な連携を図り、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化、呼吸や摂食機能の維持・向上などに継続的に取り組む。

・中途障害も含めて、障害理解と自己理解、自己管理、自己肯定感等の自己を確立し障害による学習や生活上の困難を改善・克服する意欲を高めるような指導を進める。

##### (2) 学校教育の場

###### 1) 特別支援学校（肢体不自由）

小学部、中学部及び高等部が設置され、一貫した教育が行われている。特別支援学校（肢体不自由）の中には、学校が単独で設置されている形態の他、医学的治療が必要な者を対象とした障害児入所支援（医療型障害児入所施設等）と併設・隣接している形態等がある。また、寄宿舎を設置したり訪問教育を行ったりしている学校もある。

## 2) 特別支援学級

必要に応じて、小・中学校に設置されている。教育目標と教育課程の編成については、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び総合的な学習の時間の指導の他に、運動・動作や認知能力などの向上を目指した自立活動の指導も行われている。

## 3) 通級による指導（肢体不自由）

各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、自立活動や各教科の補充指導を個々の障害の状態に応じた特別の指導として特別の指導の場（通級指導教室）で行う。

## 4) 通常の学級における指導

肢体不自由児が、通常の学級に在籍する場合には適切な配慮が必要である。個々の障害の状態や各学校等の実情を踏まえて合理的配慮を行う。例えば、上肢や下肢の動きの困難があるため、移動や排せつや着替え等の日常生活動作に支援が必要な場合が多い。移動や日常生活動作の支援のために介助員をつけたり、施設・設備を改善したりといった対応がある。また、教室配置を工夫して移動の困難さを軽減することや、既存の設備を改善して使いやすくするようなこともある。また、指導内容・方法について支援が必要な場合もある。上肢の動きが困難な場合には、他の児童生徒等と同じ学習内容を行うことは難しいため、学習の量と時間を調整することやICT等の支援機器の使用を検討する。

## 5 病弱・身体虚弱

病弱も身体虚弱も、医学用語ではなく一般的な用語である。病弱とは心身の病気のため弱っている状態を表している。また、身体虚弱とは病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態を表している。これらの用語は、このような状態が継続して起こる、又は繰り返し起こる場合に用いられる。近年は、医学等の進歩に伴い入院の短期化や入院の頻回化（繰り返しての入院）、退院後も引き続き医療や生活規制が必要となるケースの増加など、病弱児の治療や療養生活は大きく変化している。医師や看護師、心理の専門家等による治療だけでなく、学習への不安、病気や治療への不安、生活規制等によるストレスなどの心身の状態を踏まえた教育を必要とすることが多い。

### (1) 学校教育の場

#### 1) 特別支援学校、病院内に設けられている病弱・身体虚弱特別支援学級

入院中の子どものために、病院の近隣にある小中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級や特別支援学校（病弱）の分校や分教室などがある。

#### 2) 小・中学校の校舎内に設けられている病弱・身体虚弱特別支援学級

小中学校内に設けられた病弱・身体虚弱特別支援学級には、特別支援学校（病弱）と同じ障害の程度の子どものも在籍しているが、多くの場合は入院を必要としないが、持続的又は間欠的に医療や生活の管理が必要な子どもである。通常の学級で健康な子どもと一緒に生活をすると、健康状態を保てなかったり病状が悪化したりする恐れがあるため、病状に十分に配慮した指導を受けることが望ましい子どもである。

#### 3) 通級による指導

病気の子どもの多くは、小・中学校の通常の学級に在籍している。通常の学級に在籍する病気の子どものは、学校生活上では、ほとんど配慮等を必要としない。又は、体育の実技や理科の観察・実験等の際に健康面や安全面に配慮することにより、多くの場合、他の健康な子どもと一緒に学

習することができる。

#### 4) 通常の学級における指導

病気の子どもの多くは、小・中学校等の通常の学級で、健康面や安全面等に留意しながら学習していることが多い。また、継続的な治療や特別な配慮・支援が必要であっても、病気の状態や学習環境の整備状況等によっては、通常の学級で留意して指導することが適当な場合もある。

#### 文献

・文部科学省、「教育支援資料」、2013

支援機器について詳しく知りたい方へ

障害者支援機器の活用ガイドブック 発行 日本理学療法士協会

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000307902.pdf>